

## 長岡市個人情報保護条例の概要

### 1 目的(第1条関係)

- (1) 個人情報保護は、個人情報の利用が拡大していることを考慮し、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきであるという原則に基づくことを定めた。
- (2) この条例は、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、次の事項を目標にする。
  - ① 個人の権利利益の保護と利便性の向上を図ること。
  - ② 個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われることを確保すること。
- (3) 上記のことを踏まえ、この条例において、次の事項を定めることとする。
  - ① 個人情報に関する市民の権利を保障すること。
  - ② 本市における個人情報の取扱いに関すること。

### 2 定義(第2条関係)

- (1) マイナンバー制度の導入に伴い、「個人番号」、「特定個人情報」、「情報提供等記録情報」等について、定義を定めた。
- (2) 行政機関個人情報保護法との整合性を図るため、「個人情報ファイル」及び「特定個人情報ファイル」について、定義を定めた。
- (3) 実施機関について、附属機関、複数の実施機関にわたって設置される機関等の取扱いの特例を定めた。

### 3 実施機関の責務(第3条関係)

実施機関について、次の責務を定めた。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
- (2) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 4 市の職員等の責務(第4条関係)

市の職員等について、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨の責務を定めた。

※ 旧条例に規定されていた市民の責務及び事業者の責務については、個人情報保護法の制定等を考慮し、規定しなかった。

### 5 個人情報の保有等に係る原則(第5条関係)

実施機関が個人情報の保有等をするに当たっては、次の原則に従うこととした。

- (1) 個人情報の保有は、その所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならないこと。
  - (2) 特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないこと。
  - (3) 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないこと。
- 6 機微な個人情報の保有制限(第6条関係)
- 思想、信条等の特別な配慮を要する機微な個人情報の保有を原則禁止するとともに、例外的に保有する場合の要件及び手続を定めた。
- 7 個人番号の利用の制限(第7条関係)
- 個人番号は、番号法で認められる場合に限り利用できることとした。
- 8 取得方法の制限(第8条関係)
- 個人情報は、本人からの取得を原則とするとともに、例外的に本人以外から取得する場合の要件及び手続について定めた。
- 9 本人確認の方法(第9条関係)
- 個人情報を取得する際の本人確認の方法は、法律に定めがある場合はこれによるほか、実施機関においてあらかじめ定めておくこととした。
- 10 利用目的の明示(第10条関係)
- 個人情報の取得に当たっては、その利用目的を明示することを原則とするとともに、例外的に明示を要しない場合の要件を定めた。
- 11 利用の制限(第11条関係)
- (1) 個人情報は、利用目的以外に利用しないことを原則とすることとした。
  - (2) 例外的に利用目的以外に利用できる場合の要件及び手続を、一般個人情報及び特定個人情報ごとに定めた。
- 12 提供の制限(第12条関係)
- (1) 個人情報は、当該実施機関以外の者に提供しないことを、原則とした。
  - (2) 例外的に個人情報の提供ができる場合の要件及び手続を、一般個人情報及び特定個人情報ごとに定めた。
- 13 コンピュータ結合の制限(第13条関係)
- 個人情報を取り扱う事務において、通信回線で外部のコンピュータと接続できる場合について、情報提供ネットワークシステムによる場合など、その要件及び手続を定めた。
- 14 事業を営む個人の情報等の取扱いの特例(第14条関係)

事業を営む個人の情報等は、個人番号に紐付けられている場合は、個人情報として取り扱うこととした。

15 個人情報事務の登録等(第 15 条・第 16 条関係)

- (1) 個人情報を取り扱う事務の登録について、登録事項、手続等を定めた。
- (2) 事務の登録を公表しない場合の要件及び手続を定めた。

16 自己情報の開示手続(第 17 条～第 28 条)

- (1) 開示請求権、開示請求の手続、開示しない情報の範囲等に関する条文を行政機関個人情報保護法の規定に準じて整理した。
- (2) 裁量的開示の規定を行政機関個人情報保護法に準じて追加した。
- (3) 開示請求があった情報に第三者の情報が含まれていた場合の照会の手続について行政機関個人情報保護法の規定に準じて明確化した。
- (4) 開示に要する実費(コピー代)に関する減免の規定を設けた。

17 自己情報の訂正の請求手続(第 29 条～第 34 条)

- (1) 訂正請求権、訂正請求の手続等に関する条文を行政機関個人情報保護法の規定に準じて整理した。
- (2) 訂正請求の対象を開示を受けた保有個人情報に限ることを明文化した。

18 自己情報の利用停止の手続(第 35 条～第 39 条)

- (1) 利用停止請求権、利用停止の手続等に関する条文を行政機関個人情報保護法の規定に準じて整理した。
- (2) 利用停止請求の対象を開示を受けた保有個人情報に限ることを明文化した。
- (3) 情報提供等記録情報は、利用停止請求の対象としないこととした

19 不服申立て及び苦情の申出(第 40 条・第 41 条)

不服申立て及び苦情の申出については、従前のおり規定した。

20 受託者等の義務(第 42 条～第 45 条)

労働者派遣により実施機関に派遣された者で、実施機関の個人情報業務を行うものは、この条例の適用については、当該実施機関の職員とみなすこととした。

※1 受託者及び指定管理者の個人情報保護上の義務については、実質的な改正は行わないこととした。

※2 事業者に対する指導、監督に関する条項は、個人情報保護法が適用されることとなったため、規定しなかった。

※3 出資法人に関する条項は、次の理由により規定しないこととした。

- (1) 出資法人については、一般の事業者と同様に個人情報保護法により措置を講じる義務が生じ、特に条例で規定する必要がなくなったため。

(2) 現在、全ての出資法人で個人情報保護の措置が講じられており、また、今後、新たに設立される出資法人も、同様になると見込まれるため。

21 公共的団体等への支援等(第 46 条・第 47 条)

(1) 町内会、地域防災会等の本市で活動する公共的団体等で、個人情報保護法の適用を受けないものについて、適法かつ適正に個人情報の利用等を行うための措置を講じる努力義務を課することとした。

(2) 市長は、前記の公共的団体等が適法かつ適正に個人情報の利用等を行うため、支援、指導、勧告、命令等ができることとした。

22 市長の総合調整(第 48 条関係)

個人情報に関する事務の市長の総合調整権について、条文の整理を行った。

23 審議会の権限(第 49 条関係)

長岡市情報公開・個人情報保護審議会は、その審議のため、実施機関に対し報告又は資料の提出を求めることができるものとした。

24 罰則(第 53 条～第 58 条関係)

番号法の制定等に伴い、罰則の構成要件等について整理を行った。

25 個人番号の独自利用等(別表第1～別表第3関係)

(1) 本市が独自に個人番号を利用する事務(番号法で定められている事務以外の事務)の範囲を定めた。

(2) 特定個人情報を、その収集の目的以外の目的に利用できる範囲を定めた。

(3) 番号法に定めるもののほか、実施機関が、本市に属する当該実施機関以外の実施機関に、特定個人情報を提供できる範囲を定めた。

26 施行期日(附則第 1 条関係)

施行期日は、一部の規定を除き、平成 27 年 10 月 1 日とした。

27 経過措置(附則第 2 条～附則第 10 条関係)

準備行為、旧条例に基づき行われた事項に関する取扱い等に関する経過措置について定めた。

28 関連条例の改正(附則第 11 条～附則第 16 条関係)

条例番号が変わることなどに伴い、関連する条例の文言の整理を行った。

〈略称〉

個人情報保護法: 個人情報の保護に関する法律

行政機関個人情報保護法: 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

番号法: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律